

災害と写真メディア

— 1894 庄内地震のケーススタディー —

北原 糸子
KITAHARA Itoko
(事業推進担当者)

はじめに

近世中後期には、地域を襲う大災害が各地で発生した。生活に大きな打撃を与える自然災害については、領主や代官へ被害を報告する必要から、村々には公的記録の控えが残された。特徴的なことは、それに加えて、個人の体験を記したものが多いことである。特に幕末 1840 年代後半から 50 年代前半に懸けて、大災害が頻発した時期には飛躍的に記録量が増えた。しかしながら、維新後、明治政府にとっては極めて幸運なことであったに違いないが、政権の基礎が固まり、太政官制から内閣制度への転換が図られた 1880 年代の後半に至るまで、大きな災害は発生していない。この間、大災害に襲われなかったということも要因のひとつではあったろうが、幕末期と明治中期に限っても、災害記録のあり方が多いに異なる。その中でも顕著なことは、個人の災害記録が江戸時代の場合よりは極端に少なくなるという点である。

なぜ、災害記録は近代に入ると少なくなるのであろうか。

写真や新聞などのメディアは、もちろん江戸時代の災害記録に登場することはない。江戸時代のプレ新聞メディアといわれるかわら版などを別にすれば、自らが書かねば情報が伝わらない江戸時代と、機械によって大量生産される画一的、即時的な記録を目にすることができる近代では、災害を記録することの意味が変わってくるのは当然である。しかし、この推定は、実態の歴史に即して得た結論ではない。

江戸時代の膨大な災害資料分析の手掛かりを掴む手始めの作業として、まず災害絵図を中心に、それらが作られ、活用された目的、作成者、活用者などを基準に、資料分類の目安をたてたにことがある⁽¹⁾。領主あるいは今日でいうところの行政官庁の役人層、町あるいは村役人など最末端の行政担当者、文筆人層、災害情報をかかわら版などに仕立てて売り出す出版業者の四分類として、自然災害記録の分類に一応の目安を立てた。また、上記の分類のうち、4 番目にあたる災害ものの出版物についても、善光寺地震（1847）を例に、災害絵図の作成、印刷、販売ルートなどを、実際の資料に基づいて考察したことがある⁽²⁾。近世の自然災害に関する資料分類について、これらの論考で示した分類、考察のある程度の有効性は確かめられたと思われるが、こうした分類項目が近代においては、ほとんど有効性をもたない。

旧来の媒体に慣れ親しんだ人々がいて、かつ新しいメディアが登場する移行期の諸相についても、1888 年の磐梯山噴火を事例に考察した。しかしながら、ここでは、メディアの問題よりも、近世の幕府、諸藩で異なる災害救済のあり方が、近代法に基づく国家的統一基準で救済されるようになる点

に主な関心を以って分析した⁽³⁾。とはいえ、新聞による義捐金募集、官報に掲示される災害情報、被害情報、天皇の恩賜金、中央官庁の官僚の現地視察、帝国大学理科大学の専門家による調査、青年層の火山現象への関心の昂りなど、近代以降の社会が示す災害対応について、指標ともなるべき問題点は図らずも見えてきていた。しかし、近代災害メディア、特に写真の登場がもたらす社会的衝撃について、当時は視野の基本にすえるには至らなかった。

そこで、本稿では、写真メディアの登場を中心とした事例分析を踏まえ、近代に至ると、なぜ災害記録が減少するのかを問うてみようと考えたのである。

1888年の磐梯山噴火3年後に発生した濃尾地震（1891）は、内陸地震としては最大級のマグニチュード8という大災害であった。死者7000人という多くの犠牲者を出し、また、建設途上の鉄道、レンガ造りの公共建築などが破壊され、災害科学への国家としての本格的取り組みが始められた。すなわち、震災予防調査会の設置である。災害への国家的対応が法律で定まるのはこの震災を経て以降である。

ところで、濃尾地震の地震学研究は現在、ほぼ完成の域に達したといわれていても⁽⁴⁾、社会的歴史的研究分野では、この災害の総体を捉えるところまで研究が進展していない。ここで扱う1894年の山形県を襲った庄内地震は、濃尾地震の3年後の明治東京地震（1894）とともに、その新しく敷かれた国家的災害対応の態勢下での最初の事例である。この災害を取り扱うことで、地方で発生した災害への社会の関心のあり方、対外侵略を目指す日清戦争下で圧迫される災害救済などの問題が浮かび上がる。ここでは、後者の問題を深く追求する余裕はないが、庄内地震の事例は、出版物は多くはないものの、災害情報に写真メディアが登場したことで、周辺に及ぶ連鎖的余波が観察しやすいと考え、ここでケーススタディとして考察することにした。

I 災害史における写真の登場

1.1 写真登場のメディア環境

幕末期と明治中期の災害記録の残され方に見られる変化については、個人記録の量的な減少という側面のみを追求しても得られる成果が少ない。まず必要なことは、媒体全体の変容のなかに、この問題を位置づけることだろう。

すでに述べたように、災害現場を捉えた写真を軸に、明治前半期の災害メディアの多様化が進んだという事実を前提に、ここでは、写真の登場とそれがもたらすメディアの多様化を考えることにしたい。写真術導入の流れについては、幕末期、長崎を経由したオランダ・上野彦馬⁽⁵⁾、下田から入ったアメリカ・下岡蓮杖⁽⁶⁾系、それに明治初年、函館経由でロシア系の写真術が横山松三郎⁽⁷⁾（後に下岡蓮杖に弟子入りし、横浜に移住）⁽⁸⁾・田本研造⁽⁹⁾らを軸に入ってくる流れがあると、田中雅夫が指摘している⁽⁹⁾。

そして、また、写真技術の面からも、渡来当初、川路聖謨が下田の玉泉寺でブラウン・ジュニアに写されたという銀板写真（ダゲレオタイプ）から、次いで撮影現場で感光板を調整しなければならないように、露光に時間を要したコロジオン湿版法、次いで露光時間が短縮され、撮影の利便性が一挙に増したガラス乾板へと、わずか20年ほどの間に、写真技法が急速に進化する⁽¹⁰⁾。それに伴い、写真機材一式の軽量化、簡素化、感光時間の短縮などが作用して、写真技術が一般に普及、東京や横浜な

どの人口集中する、いわゆる文明化先端都市だけでなく、旧藩時代の城下の系譜を引く地方の中心都市にも営業写真家が輩出した。

その点のある程度、捉えることができるものとして、すでに1880年代以前に営業活動をしていた写真師の全国分布を示そう。1878年（明治10年）の第1回内国勸業博覧会出品の写真師の営業地、開業年をみれば、すでにこの段階で、全国に多数の営業写真師が存在したことが知れる（表1・第1回出品者⁽¹¹⁾）。

第1回内国勸業博覧会は、政府が国内産業の育成、興隆を目指して開催され、鉱業冶金、製造物、機械、農業、園芸に美術部門も加わり、上野公園内にそれぞれの部門の6会場が設けられ、開催された。写真はこのうちの第3区美術館の第4類写真（写真術）部門に出品された。この時の出品目録によれば、出品者は47名、東京がそのうちの約4割弱を占めるが、地方に分布する写真作品出品者を多数確認できる。幕末の開業年を掲げる内田九一の弟子や長崎の上野彦馬も出品した。出品作品は、紙焼写真が大半を占め、ついで絹地に写真を写したのものも多い。こうしたものが、今日わたしたちが写真と考えているものと同一かどうか、現物を見ることが出来ない現在、確かめられないが、写真絵と称される写真を手書きで写し、色付けされたものも含まれていた可能性が極めて高い。しかし、ともかく、ここで文明化の象徴としての「写真」として、出品されていた事実に注目しておくことにしたい。写されている、あるいは描かれている対象の多くは、富士山、神社などの従来から名所とされている風景や、人物である。この出品作品の摘記などのほか、第1回内国勸業博覧会の写真部門では、指導を受けた師匠の名も記されている。これを通して、すでに写真師の世代は、初代ではなく、第2世代になっていることが明らかになる。出品すること自体が榮譽を担うものであったことを考慮すれば、彼らを取り巻く仕事の周辺には、師匠に抱えられた多数の弟子たちが広く存在したことが想定される。

第2回内国勸業博覧会での写真出品について、出品目録上からは多少の変化を看取できる。第2回博覧会は同じく上野公園を会場として、建物が作られ、出品や府県に応じて陳列され、1881年（明治14年）3月1日から6月30日まで開かれた。第2回の場合、洋画系美術が否定され、日本の伝統美術に軸足を置いたものになったことは有名な事実である⁽¹²⁾が、その結果、写真は、第2区の製造品に属することになった。

写真は、第2区19類の出品枠のうち、第14類の印刷物などを含む出品部門に陳列された。東京府の印刷関係の出品作品のなかでは、新聞紙が圧倒的に多い。大蔵省地理局からは地図、他府県でも、山口県庁からは教育統計表、栃木県庁からは物産表などが出品されている。この部門に写真が加えられたことは、明らかに写真の社会的位置付けが変化してきていることを物語る。

この時の出品目録による各県ごとの写真出品者数を表1の第2回の欄に示した。第1回の47人から27人へと減少している。相変わらず、東京府の占める割合は半数

第1回・2回内国勸業博覧会写真出品者一覧

営業地	第1回		第2回
	写真師	開業年	写真師
岩手県	1	1873	
宮城県	2	1875	1
新潟県	1		
茨城県	1	1876	
石川県	2	1868,1871	
東京	19	1849,1869~1876	15
神奈川県	3	1874	
千葉県	2		
静岡県	4	1870~1874	2
愛知県	2	1876	1
三重県	1	1876	
和歌山県	1		1
京都	3		1
大阪	1		
兵庫県	1	1870	
広島県	2	1868	2
長崎県	1	1861~1863	
岐阜県			1
長野県			2
山口県			1
計	47		27

に近い多数を占める。第1回に出品した写真業者で登場していない者が多いが、これは写真業者が減少したということではなく、むしろ、写真がより一般化し、珍しい技ではなくなりつつあると考えてよさそうである。というのは、第1回のように、出品作品が、単に写真術としての写真を出品するというものではなく、舶来西洋紙に彩色を施したもの、写真石版として写真を応用されたもの、宮家の肖像写真など、技巧性に富み、また話題性に富んだものへと進化していることが看取できるからである。

また、京都府の出品者は三井高福、すなわち、三井家同族を率いて、三井財閥の基礎を築いた当主である。こうした高級趣味を楽しむ写真愛好家が上流社会のなかに形成され、社会にその成果を公表するようになったことは、写真の社会的浸透の度合いを推し量るひとつの指標ともなるだろう。要するに、高級趣味と営業写真師の一般化という二極化傾向がすでに出てきていると見ることも可能である。

宮城県の遠藤陸郎は、福島県から依頼された磐梯山噴火での災害写真を多く残す写真師だが、第2回博覧会ではじめてその名を見せる⁽¹³⁾。しかし、ここに登場しないが、磐梯山噴火写真では、逸早く噴煙収まらない噴火当日の写真を撮影した会津若松の岩田善平⁽¹⁴⁾などがいるところから、明治10年代半ばには、写真師がもはや社会的に珍しい存在ではなくなっていたと捉えてよいのではないかと推定されるのである。

写真の社会的受容度が推し量れる、さらにもうひとつの指標は、写真雑誌の登場であろう。1874年（明治7年）、「脱影夜話」が写真雑誌の始まりとして刊行され、1号～3号まで続いたということであるが、実物を確認していない。この後を受けて「写真雑誌」が1880年（明治13年）4月に創刊⁽¹⁵⁾された。これは「脱影夜話」の続刊として第4号にあたと表紙裏に記されている。「其後事故ありて停刊」したがさらに社員を募って「写真雑誌」と改題したということであった。この内容は写真板に塗布するコロジオン液の製法など、写真製作技法についての紹介記事で埋め尽くされている。発行者は光陰社深沢要橋（湯島1丁目14番地）で、代金は一冊金5銭であった。わたしが注目したいのは、第1号の裏表紙に掲載された6箇所の売捌所が、写真画問屋は当然としても、洋薬屋、石版画製造、新聞売捌所であることである。写真溶液を取扱う洋薬屋を除けば、以下の章で検討する写真とともに登場する石版画、それに新聞などの新しいメディアの担い手が写真を取り巻く社会環境として形成されつつあったことがわかる。

東京新橋竹川町写真画問屋楠山秀太郎

同本町1丁目洋薬舗中田清次郎

同本町2丁目洋薬舗浅沼藤吉

尾州名古屋本町2丁目石版舎

讃州丸亀通諸新聞売捌所日新分社

大阪心齋橋通り道修町諸新聞売捌所三益社（下線…引用者）

また、第1号から1ヶ月を経て発行されたと推定される2号（明治13年5月）では、上記の6箇所に加えて、東京、大阪、京都の大都市ではあるものの売捌所が12箇所増える。この雑誌は7号（明治14年）で、廃刊となる。

ついで、1882年（明治15年）9月「写真新報」が登場する。発行元は朝陽社、写真師二見朝隅

（京橋区銀座2丁目10番地）で、定価15銭（11号より定価10銭となる）である。この二見朝隈は、先の第1回内国勸業博覧会の出品者でもあった。この裏表紙に見える売捌所は11箇所、上海の岸田吟香を別にしても、全国に分布していることがわかる。

清国上海河南路写真器械品売捌所岸田吟香

横浜弁天通1丁目2番地写真問屋玉真堂

西京松原通柳馬場写真問屋桑田庄三郎

大阪心齋橋油安堂寺町鴻野多平

同平野町3丁目54番地洋薬問屋大井朴新

神戸港元町6丁目石版画売捌所平村徳兵衛

尾州名古屋本町2丁目石版舎

山口県山口通場門前町石版画諸売業大取次所安部半助

福岡県下福岡簀子町江藤正木

長野県松本北深志町写真師三木与一郎、山形県下酒田内匠町白崎民治

山形県七日町写真師菊地新学

雑誌の内容は、前「写真雑誌」と同じく、写真製法に関する記事が中心であるが、広告欄が多少充実して、当時の写真製法に必要な卵白紙やガラス板の輸入取扱いが盛り込まれている。この期間に、確実に写真に対する関心と需要が全国的に展開したことが窺える。しかし、雑誌の改廃も速い。1884年（明治17年7月31日）の18号を以って廃刊となる。

そして、1889年（明治22年）4月、日本写真会が結成され、「写真新報」の誌名を引き継ぐものの、内容も陣容も新たな装いで博文堂より出版された。アメリカ留学から還った小川一真（京橋区三十間堀2丁目1番地）が編集発行人となる。

日本写真会の会員名簿によれば、会長榎本武揚子爵、副会長にはビグロー博士、菊池大麓理学博士（帝国大学教授・貴族院議員）、岡部長職子爵、渡辺洪基（初代帝国大学総長）、会の役員、委員には小川一真や鹿島政之助、それにバルトンなどの外国人も6人加わる。貴紳顕官を交えた高級趣味同人の趣である。会員総数は1890年（明治23年）98人を数え、半数以上がミルン（帝国大学工科大学教師）やバルトン（帝国大学工科大学）を含む外国人だが、工科大学、理科大学所属のお雇い外国人教師や日本人教授が6人会員登録している。このうちには、1891年の濃尾地震で地上に現れた縦6メートル、横2メートルの大断層を撮影したといわれる小藤文次郎（帝国大学理科大学教授）の名前も確認できる。この雑誌の記事には多くの欧米での写真技術に関する記事が翻訳して紹介されるほか、「学術上の研究に写真術の利用」⁽¹⁷⁾（理学士中沢太一）と題する論文も掲載されている。日本写真会の目的とするところは「素人ノ裨益ヲ謀リ、写真術ノ進歩ヲ広く世間ニ普及セシメントスル同時ニ、実業者シテ学術的並ニ美術的ノ眼ヲ取ラシメ、以テ機械的ニ手術ヲ施セシモノノ注意ヲ惹キ起サントスルニアリ」と謳われ、単なる写真技術の向上ではなく、学術利用を目的とすることが会設立の大なる目的とされるに至った。写真利用の新しいあり方が宣言されたのである。貴紳顕官を集めた表看板に、学術利用を狙う学者と、新しい趣向を目論む一流写真師も加わった組織の存在は単なる趣味の世界を超えて、社会的効用度への期待が込められている。写真は、単なる趣味やもの珍しさだけの問題ではもはやなくなっていたのである。こうした社会的条件が前提となって、同時代の災害の頻発が呼応し

合い、災害写真が登場することになるのである。

1.2 災害メディアとしての写真の登場

まず、災害写真の登場を最初に確実な形で確認できるのは、大阪で発生した1885年（明治18年）の洪水である。大阪朝日新聞は新聞紙上を通じて義捐金を募集した。淀川の大洪水で、天満橋や安部川橋が落ちた様子を映した写真帳も残されている（図1参照）。大阪府は災害報告集を出版した。その3年後の1888年磐梯山噴火では、写真師が大いに活躍した。現在、確認される磐梯山噴火の状景を映した写真は福島県と、天皇に献上された写真や東京から派遣された東京大学理科大学教授らの噴火現象調査のための写真などを含め、多数確認できる（図2参照）。また、当時の新聞報道や紙面広告によっても、大勢の写真師が噴火の幻燈写真を作成し、売り出したことが確認される。情報が直ぐに全国区化する状況になったといえるだろう。1888年磐梯山噴火の場合では、現在、噴火の写真が100点弱が確認されている。

ところが、たった3年の時期を隔てただけであるのに、内陸地震では最大級とされる濃尾地震（1891）の写真の場合は、原板が同じではないかと推定されるものも含めて、膨大な量に達する。その全体量は今のところ調査中であって、確かな数値は把握できていない。しかも、同じような構図の写真が圧倒的に多いのである。当時卵白紙に焼き付けられたものだけでも、少なくとも、500点を下らない。ガラス乾板も紙焼きほどではないが存在する。卵白紙に太陽光で焼き付ける当時の写真は、一枚を製造するのに時間がかかるので、一度に大量の焼き付けをするために、これをガラス乾板に再度写真撮りして、焼増する、あるいはガラス乾板によって、幻燈種板を作り活用する。社会的需要に応えるための工夫として、当時の技術的段階で対応したあり方がもたらした結果であるという⁽²¹⁾。

もちろん、当時の災害メディアは写真だけではなく。新聞、雑誌はもちろん、旧来からの災害錦絵、あるいは木版画のかわら版、それに石版画も多数登場する。しかし、この変容過程のすべてを今ここで説く余裕がない⁽²²⁾。

そこで、本論では、その3年後の1894年（明治27年）10月22日に山形県庄内地方を襲った震度7の地震に際して残された災害写真類、雑誌、石版画、絵巻を対象として、この時期の災害メディアについて考察することにしたい。濃尾地震における災害メディアの多様性は、その膨大な量によって研究上の分析視点がまだ確定しがたい側面があるからである。庄内地震は、東北の一地方都市で発生したこと、地震の規模に比して、火災発生による死傷者は多数であったものの、濃尾地震に比べれば、競ってジャーナリズムが被災地に入り込むという事態には至らなかったことから、この時期の災害メディアのあり方の基本スタイルを見通すことがより容易いと考えたからである。

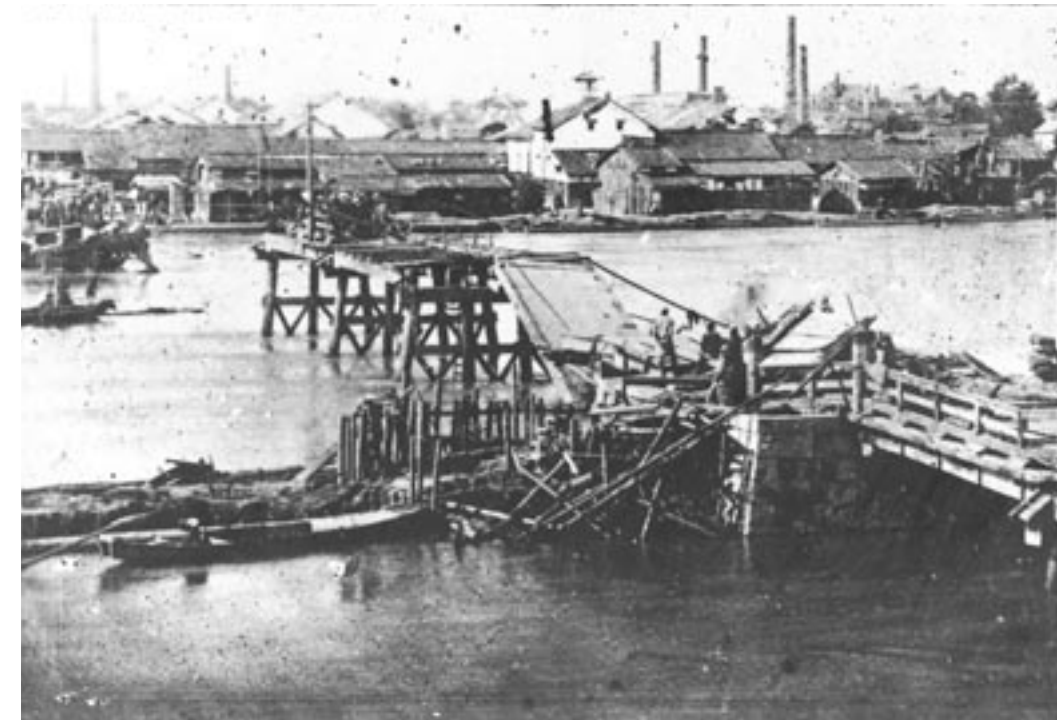
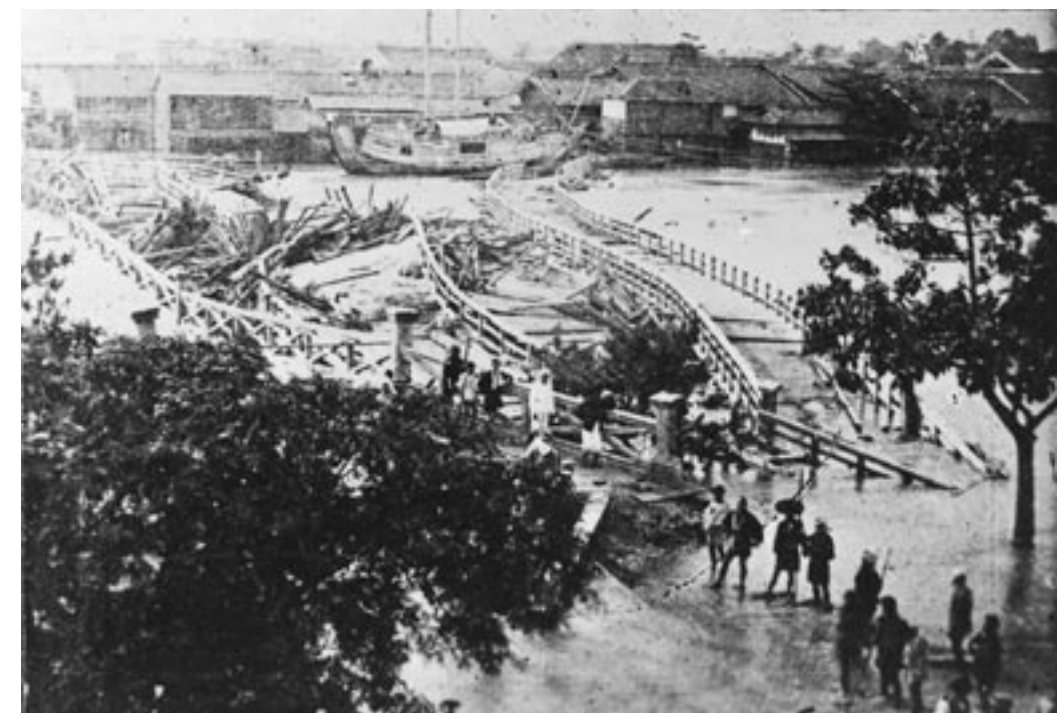


図1 明治18年大阪大洪水 上は天満橋が落ちた光景、下は安治川橋が落ちた光景（大阪歴史博物館所蔵）



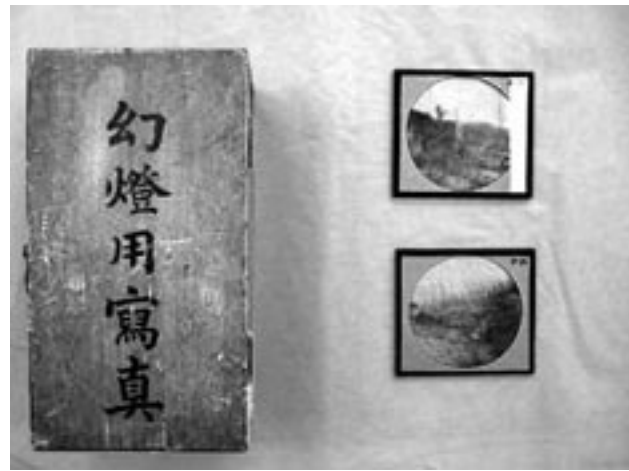


図2 磐梯山噴火の幻燈用ガラス乾板と保存箱
(独立行政法人国立科学博物館蔵)

II 1894年 庄内地震

2.1 地震の被害と救済

1894年10月22日の庄内地震では、鶴岡以南を除く庄内平野全体に被害が生じた。全潰家屋2777、死者723、住家焼失1489とされた。ところで、この地震を体験した数学者小倉金之助(1885-1962)は、回想録のなかで、次のようにいっている。

「この大震災によって酒田は徹底的に破壊されたのですが、それは私のちょうど10歳(高等1年)のときでありまして、…ことに私の町(船場町)がもっとも甚しく、死者の大部分は私の町から出たのであって、私たちが辛うじて助かったのです。…日清戦争の最中にあたって、酒田町は地震のために徹底的な災害を受けました。その上に、戦後の好景気につれまして、投機的な事業がいろいろ起こったのでありますが、町の有力な多くの人たちは、投機事業に於いて全く失敗に終わったのです。それがために酒田港の繁栄は一朝にして衰えまして、それ以後再び元の隆盛を見ることができなくなりました。私の家のあった船場町などは花柳界が他の方面に移転させられましたので、殊に淋しい町へと一変したのです。大部分の土地には家も建たないで、半世紀後の今日でも、そのまま空地となつて残されている状態です。」⁽²⁴⁾とノスタルジアを込めて書いている。

江戸時代西廻り海運の開発以来、廻米で繁栄を誇った酒田の街は、この地震で、繁栄を象徴する建物の一挙崩壊とともに、凋落の道を辿ることになる。それは丁度近代流通網が内陸の鉄道に転換する時期とも呼応した。

庄内地震の各町村の住家の被害は表2のようである。⁽²⁵⁾庄内平野の三郡のうち、被害が集中しているのは上記回想のように火災が発生した酒田町、海岸砂丘沿いの西田川郡も含まれるが、平野の山際に沿った村々のなかにも大きな被害が出たところがある。震害の著しい地域は、各村ごとに全潰率を示した表3「三郡全潰率」でほぼ把握される。震源の一つ矢流沢断層付近の南平田村64%を措くと、全潰率30%以上の地域が集中して存在するのは、東田川郡広野村の68.1%を含む最上川南岸の新堀から藤島町辺の地域である(後掲図5参照)。

表2 庄内地震 庄内三郡被害

郡名	全戸数	全焼	全潰	半潰	破壊	全被害戸	死傷者	死傷率
飽海郡	12,769	1,514	1,436	912	3,659	7,521	1260	16.8%
東田川郡	6,831	35	1,098	550	717	2,400	394	16.4%
西田川郡	1,615	47	201	78	558	884	166	18.8%
合計	21,215	1,596	2,735	1,540	4,934	10,805	1820	16.8%

*破壊戸数を含む全被害戸に対する死傷率
出典:山形県震災被害一覧表(年月不明)、
ただし、飽海郡のみ「山形県飽海郡震災被害一覧表」
(飽海郡役所、明治27年12月13日再調)による

表3 庄内三郡町村震災全潰率(1894)

飽海郡		東田川郡	
町村名	全潰率	町村名	全潰率
酒田町	8.00%	八栄島	16.10%
松嶺町	46.20%	八栄里	40.00%
上郷	12.00%	大和	32.30%
内郷	47.50%	堂万	45.70%
田沢	1.00%	余目	33.50%
南平田	64.00%	新堀	45.80%
東平田	11.70%	栄	37.60%
北平田	16.10%	広野	68.10%
中平田	24.50%	押切	44.60%
鶴渡川原	6.70%	十六合	10.70%
西平田	31.50%	長沼	15.70%
上田	13.00%	藤島	1.70%
本楯	8.00%	東栄	0.80%
一條	27.80%	狩川	0.50%
観音寺	14.60%	渡前	1.10%
大沢	4.10%	横山	
日向	5.60%	立谷沢	
西荒瀬	5.40%	広瀬	
南遊佐	5.80%	計	20.10%
稲田	3.00%		
西遊佐	12.60%	西田川郡	
遊佐	8.90%	袖浦	38.90%
炭岡	13.70%	東郷	9.80%
川行	6.30%	西郷	1.30%
高瀬	15.80%	大宝寺	0.50%
吹浦	16.20%	小計	14.90%
計	14.80%		

*全潰率=(全潰+半潰/2)÷全戸数
*出典「山形県震災被害一覧表」

表4 庄内地震酒田町の被害

町名	全焼	*全半潰	死亡	*負傷
船場町	146	6	72	15
新町	46	40	8	8
出町	36	6		5
鍛冶町		12	2	1
桶屋町		6	1	
大工町	1	18		
上中町	40	2		6
下中町	53		3	6
秋田町	51		6	6
伝馬町	52		18	7
六丁目	22			
七丁目	17		3	1
上袋小路	49		1	
稲荷小路	5			1
山瀬小路		4		3
中袋小路			1	5
実小路	26		1	5
下袋小路	33		2	1
利右衛門	53		1	2
染屋小路	38		5	5
鷹町		6		
外野町		2		1
浜畑町		6	1	1
千目堂前		10		2
上小路	44		2	7
下小路	37		4	6
桜小路	22			4
上荒町	23		5	3
下荒町	29		1	4
・1町	72	12	9	13
上台町	87		3	7
下台町	34	9		5
合計	1016	139	149	131
原簿数字	1345	284	165	172

出典:光丘文庫蔵「震災救助一途」3-63
*1.全潰・半潰を合算した
*2.重傷・軽傷を合算した

2.2 酒田町

表4によれば、酒田町はわずか8%の全潰率であるが、死者が最も多く出たところである。庄内地震といえば酒田が壊滅的打撃を受けたと喧伝されているが、酒田町の各町の途中集計(表3、27年11月頃と推定)によると、船場町の全潰はわずか8戸であるのに対して全焼146戸、死者72人であり、次に死者18人を出した伝馬町の場合、全潰は一軒もないが全焼52戸あるなど、地震による倒壊よりも死者数と焼失戸数との対応関係が深いと一見見受けられる結果である。しかし、酒田町の被災の様子を記したものには、青泥吹き出した、あるいは地震と同時に地割れがして水が噴出し首まで浸かり、逃げるができなかったなどの記述が多く、火事のために逃げるができなかったという

観察あるいは体験記述は見られない。他の震災の統計の場合についても倒壊した後焼失した家屋は倒壊戸数に算入されず、焼失として処理される場合が殆どであるから、酒田町の被災集計結果も当時の一般的な考え方に基づく結果と捉えておく必要がある。火災は翌23日朝まで続いたとする記録もあることから、震災で火災が発生しても、そのことが直接的原因というよりは倒壊した家屋での圧死、あるいは逃げ出せないうちに焼死という結果になったという悲劇的状况が推測される。したがって、表2の全焼と死者との関係性は表中の数値上の類推に留まるものとしておきたい。

なお、表2の原簿は郡役所文書の綴り込みであり、集計欄には全焼のほか半焼、負傷の場合は重軽傷者を分別して集計するなど、当時の郡役所が指導した統計項目とは異なるが、表2では全・半潰と重傷・軽傷をそれぞれ合算して示した。原簿の合計欄には最終的な被害値が掲げられているが、表の実際の計算値とは異なる。途中経過の集計値と推定した理由はこのことによる（酒田町の被害については、図3「酒田震災一覧」参照）。

2.3 救済

庄内地震の救済は資金難で困難を極めた。この年飽海郡月光・日向川洪水、山形市大火、飽海三郡の震災と連続して大災害に見舞われたため、県費のなかから救済、復旧工事費を賄う財源の当てもない事態に立ち至っていたからである。山形県会は災害復旧費補助の嘆願を国会に提出するが、その文面にはかつての酒田港の繁栄は時勢の変遷によって衰微の傾向にあり、洪水氾濫によって港口に砂が流れ治水工事の途上であったことなど、この時期の山形県の置かれた状況が縷々説明されている。災害補助費請願の国会への働きかけは、濃尾地震が第一回議会開設と同時に勅令を以て500万円余の災害補助費を支給された前例に倣った請願であったが、結果として災害補助費46000円が与えられたに

すぎず、県の災害復旧査定額27万円余にも到底及ばない額であった。このため、地方税の増額や県債10万円の発行などを行った。⁽²⁶⁾

しかし、災害発生後現場で処理にあたる町村長はこうした請願による国庫補助などを待つ余裕はなかった。10月31日天皇の下賜金4000円が震災三郡に与えられることが決定されると、郡長は、郡書記に対して、共済方法を現場において協議、処置するように指示した。その結果、飽海、西田川、東田川の3郡の罹災窮民への恩賜金配分は2989円28銭3厘、本籍の有無に拘らず罹災居住戸に対して13銭8厘08259が配分された。また、「荘内新報」(10月31日付け)の義捐金募集に見られるように、新聞による義捐金募集(図4『荘内新報』明治27年10月31日号)、あるいは酒田本間家の5000円のような突出した義捐金高を含め、総額11312円63銭2厘(明治28年2月20日までの募集金総額)が全焼(7)、全潰(3)、半潰(1.5)、破壊(1)、死亡(3)、負傷(0.5)の被害者に対して、それぞれ()内のような数値に基づく比例配分がなされた。⁽²⁷⁾

III 震災予防調査会による調査

3.1 震災予防調査会の調査活動

震災予防調査会は1891年10月28日に発生した濃尾地震による物的、人的被害を国家的損失と受け留め、1891年12月、帝国大学理科大学教授にして貴族院議員であった菊池大麓によって、国会への議案の提出が行われ、「震災予防ニ関スル事項ヲ攻究シ、其施行方法ヲ審議」するための機関として文部大臣の監督下に設けられた(勅令55号)。調査会は、会長、幹事、委員25人からなり、会長には勅任官、委員には理学、工学専門研究者を当てるのが法律で定められた。

この震災予防調査会が、実際に発生した地震で調査活動をした最初の事例が1894年6月15日の明治東京地震、続いて同年10月22日に発生した庄内地震である。

では、どのように対応したのか。官報によれば、以下の委員に対して地震発生4日後に現地派遣命令が出され、東京を出発している。

- 10月26日 中村達太郎 震災予防調査会委員・工科大学教授(官報 3402号)：11月5日帰京
 - 10月26日 大森房吉 震災予防調査会委員(官報 3402号)：11月12日帰京
 - (日付不明)曾根達三 震災予防調査会委員(官報 3403号)：11月10日帰京
- 調査後、その結果が調査会で報告され、震災予防調査会において報告書が作成された。

ただし、大森房吉、中村達太郎の派遣について、25日付の読売新聞は、震災予防調査会から派遣命令が出されるはずだが、菊池大麓会長が不在なので、「急速命令」とならず、自費で出張することにし、追って手続きを行なうこととし、すでに24日に午後1時の上野発の列車で出発したと報じている。⁽²⁸⁾

また、中村達太郎については、翌26日付の紙面で、「造家(建築)専門の学士を出張せしめ耐震家屋の調査」が必要として、造家学専門の教諭1名と学生2名位を出張させようと大学で協議していると報じた。⁽²⁹⁾この時、実際に派遣された学生の一人関野貞の調査随日記によって、いまだ鉄道の通じていない酒田まで、どのような行程を取ったのかが判明する。26日上野発→26日仙台→27日(中村達太郎教授のみ一人で楯岡→酒田のコースを取ったという。27日関野ともう一人の学生は黒沢尻へ

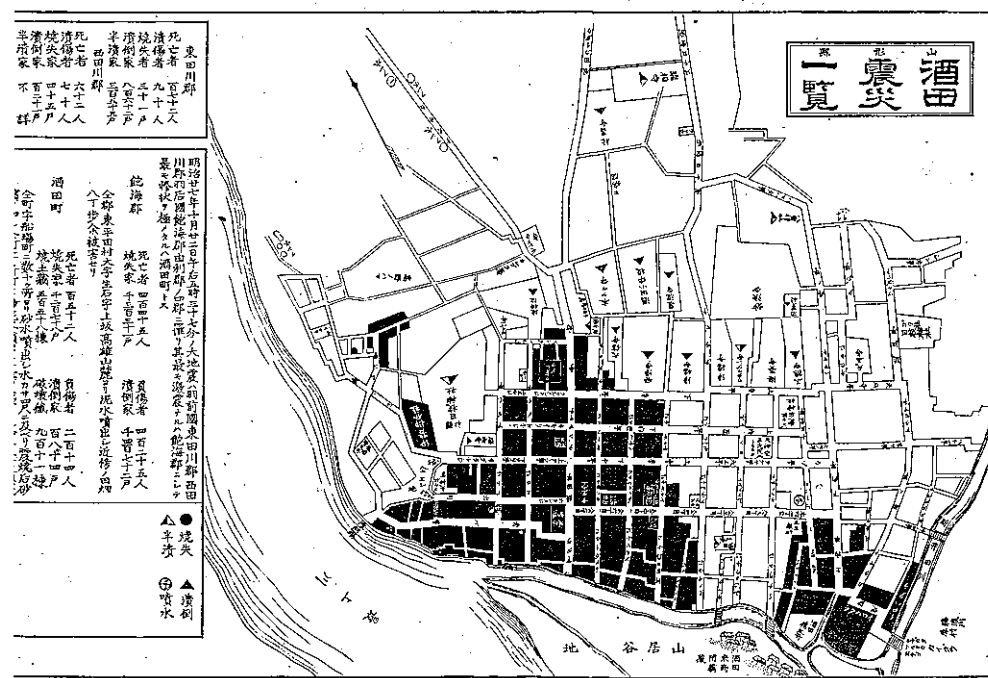


図3 酒田震災一覧 酒田市立光丘文庫蔵

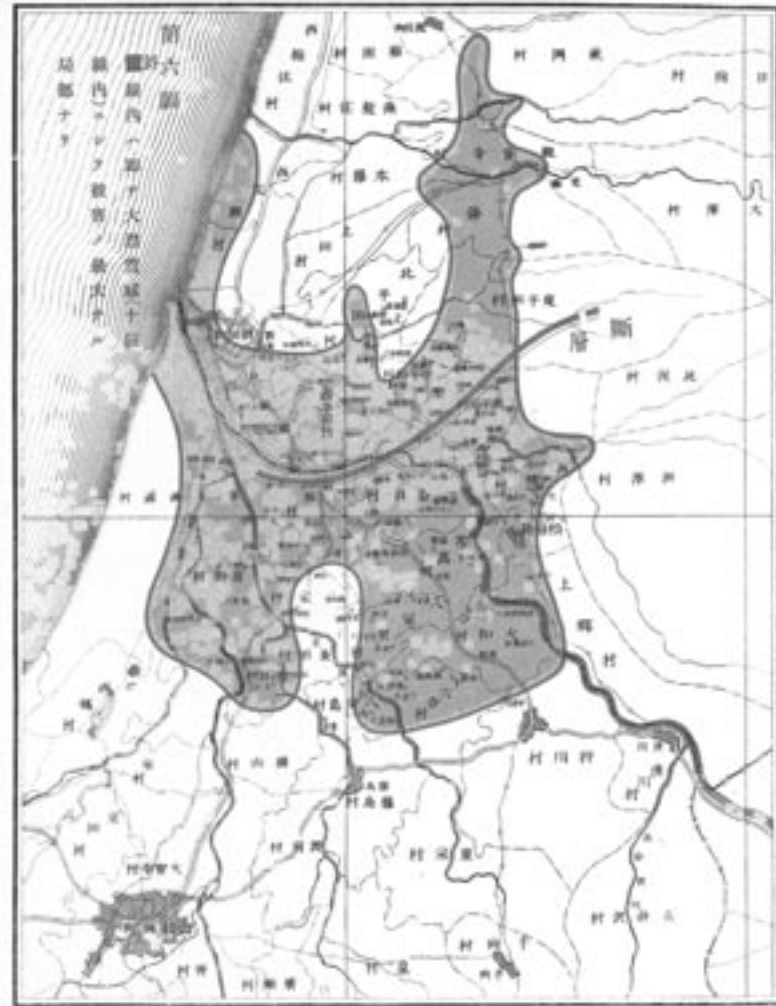


図5 小藤文次郎による庄内地震の推定断層線
出典『震災予防調査会報告』第8号参照第1の第6図より、断層線強調（引用者）

このうち、ここで取り上げたいのは、大森房吉調査に伴い、地震現象が写真で捉えられたことである。

3.3 写真で捉える地震現象

上記に述べた震災予防調査会の報告書では、震災写真説明書とは名付けられてはいるが、実は写真ではなく、石版画である。この原画となる写真は、「山形県下地震写真帖」と東に金文字が刻された厚さ5.8cmの写真帳の形で国立科学博物館に現存する（図6（A0）・図7（A1）・口絵カラー⑭、口絵カラー⑮参照）。図8以降は、写真をベースに描かれた石版画である（表5参照・図8（B1）～図41（B34））。A、Bともに34枚、現在国立科学博物館に蔵されている写真画像とその台紙裏に書かれた説明が、震災予防調査会報告に掲載された石版画の説明と全く同一である。A類の写真の台紙には、「震災予防調査会大森房吉撮影」と墨書されているものが数点あるところから、大森房吉もこの当時、すでに写真撮影を手掛けていることがわかる。この写真類は、本来は震災予防調査会が調査結果の資料として同会に保管していたものであったと⁽³⁴⁾考えて間違いだらう。



図6（A0）1894年庄内地震の写真帳「明治廿七年十月廿二日山形県下地震写真帖」（独立行政法人国立科学博物館蔵）



図7（A1）酒田対岸ノ飯盛山ノ麓ニ於ケル砂錐

表5 A・B 山形県下地震写真帖			
A/B-no.	裏面説明	台紙(内寸)cm	備考
図6(A0)	束二「明治廿七年10月22日山形県下地震写真帖」全表紙裏の紙に「震災予防評議会」(朱角印)	11.5 * 18.0	布張り、背革、柄に銀文字題字
図7(A1)	酒田対岸ノ飯盛山ノ麓ニ於ケル砂錘 地下ヨリ砂ヲ噴出シテ小山ヲ成セルモノ高さ1尺径2間	10.8 * 16.5 (10 * 15.3)	
図8(B1)	酒田対岸ノ飯盛山ノ麓ニ於ケル砂錘 地下ヨリ砂ヲ噴出シテ小山ヲ成セルモノ高さ2尺径2間	10.8 * 16.5	
図9(B2)	酒田対岸ノ飯盛山ノ麓ニ於ケル円砂錘 砂ノ噴出ニ由リテ生セルモノ径8尺	10.8 * 16.6 (10 * 13.3)	
図10(B3)	山形県西田川郡宮野浦村ニ於テ砂地ノ陥落(円孔径8尺)	(10 * 14.2)	
図11(B4)	山形県西田川郡黒森村 山腹崩壊シテ道路ノ一部ヲ移動スルコト7、8間ニ及ブ	(10.3 * 14.0)	
図12(B5)	山形県飽海郡遊摺部村河岸ヲ突出シテ橋ヲ損セルモノ	(10.4 * 14.4)	
図13(B6)	山形県西田川郡黒森村 断層ヲ生ジ地ノ陥落スルコト8尺ニ及ブ1戸ノ住家ハ此ノ断層ニ当リテ倒壊ス	(10.2 * 13.8)	
図14(B7)	山形県西田川郡浜中村地籍砂地断層ノ図 地ノ陥落スルコト20尺	(10.6 * 14)	
図15(B8)	山形県西田川郡浜中村地籍平地突出シテ小丘ヲ成セルモノ	(10.2 * 13)	
図16(B9)	山形県西田川郡浜中村地籍砂地断層ノ図 地ノ陥落スルコト20尺且ツ砂ヲ流出シテ樹木ノ下部ヲ埋没ス	(10 * 12.8)	震災予防調査会委員大森房吉撮影
図17(B10)	山形県西田川郡黒森村 地籍砂丘ノ頂上大亀裂陥落ノ図亀裂スルコト1町又陥落スルコト30尺ニ及ブ	(10.4 * 13.4)	
図18(B11)	山形県西田川郡浜中村地籍砂丘亀裂ノ図 幅百間程	(10.2 * 13.4)	
図19(B12)	山形県西田川郡浜中村地籍砂丘亀裂ノ図 地ノ陥落スルコト30尺	(10 * 13.7)	震災予防調査会委員大森房吉撮影
図20(B13)	山形県西田川郡坂野辺村地ノ亀裂ニ当リタル家屋樹木ノ傾斜転倒ノ図	(10.2 * 13.6)	
図21(B14)	山形県猪野子村小学校側ノ亀裂	(10.2 * 12.9)	
図22(B15)	山形県飽海郡砂越村土地亀裂ノ図	(9 * 13.7)	
図23(B16)	酒田町鐘樓ノ回転	(7.9 * 9.8)	
図24(B17)	酒田町墓碑転倒ノ図	(7.7 * 10)	
図25(B18)	山形県酒田町日枝神社石燈籠ノ転倒	8 * 11(6.2 * 9.8)	震災予防調査会委員大森房吉撮影
図26(B19)	酒田町郡役所ノ破損	(7.5 * 10)	
図27(B20)	酒田町郡役所側面出入口ノ損破		
図28(B21)	山形県酒田町日枝神社ノ破損	8 * 10.2 (7 * 10.5)	震災予防調査会委員大森房吉撮影
図29(B22)	山形県酒田町日枝神社拜殿ノ破損	(8 * 10.1)	
図30(B23)	酒田浄福寺寺院屋根損ジノ様	(8 * 10.2)	
図31(B24)	酒田高等小学校ノ破損(前面)	(8 * 10.4)	
図32(B25)	酒田高等小学校運動場ノ破損(前面)	(7.6 * 10)	
図33(B26)	酒田人民小学校ノ大傾斜	(7.4 * 10.3)	
図34(B27)	酒田高等小学校ノ傾斜	(8 * 9.9)	
図35(B28)	酒田町講事堂ノ破損	(8.3 * 10.7)	
図36(B29)	山形県飽海郡飛鳥宮ノ傾斜	(9.8 * 12.7)	
図37(B30)	山形県飽海郡砂越村家屋小尾傾斜ノ図	(10.7 * 14.49)	
図38(B31)	酒田裁判所	(10.5 * 14.6)	
図39(B32)	山形県飽海郡飛鳥宮山門ノ壊倒	(10.4 * 12.8)	
図40(B33)	山形県飽海郡飛鳥宮境内殿社壊倒ノ図	(10 * 13.6)	震災予防調査会委員大森房吉撮影
図41(B34)	山形県東田川郡押切村墓石転倒ノ図	(10 * 14)	震災予防調査会委員大森房吉撮影

独立行政法人国立科学博物館蔵、B番号は大森房吉「明治廿七年十月廿二日庄内地震概報告」『震災予防調査会報告』3号参照第九(明治28年6月発行)に掲載の写真的ナンバー、Aは写真、Bは石版、ともに全く同じ対象、()内のB番号は図42-1、-2におよその位置を示した。



錐砂ルケ於ニ麓ノ山盛飯岸対田酒(一) 図8(B1)
間二徑尺一サ高ノモルセ成を山小テシ出噴ヲ砂リヨ下地



孔錐円ルケ於ニ麓ノ山盛飯岸対田酒(二) 図9(B2)
尺八徑ノモルセ生テリ山ニ出噴ノ砂



(尺八徑孔) 陥落ノ地砂テ於ニ村浦野宮郡川田西縣形山(三) 図10(B3)



村森黒郡川田西縣形山(四) 図11(B4)
ブ及び二間八七トコルス動移ヲ部一ノ路道テシ壊崩腹山



村部摺遊郡海飽縣形山(五) 図12(B5)
ノモルセ根ヲ橋テシ出突ヲ岸河



村森黒郡川田西縣形山(六) 図13(B6)
ス倒壊テリ当ニ層新ノ此ハ家住ノ戸一及ニ尺八トコルス陥落ノ地生を層断



図ノ層断地砂籍地村中浜郡川田西縣形山(七) 図14(B7)
尺十二トコルス陥落ノ地



籍地村中浜郡川田西縣形山(八) 図15(B8)
ノモルセ成ヲ丘小テシ出突地平



図ノ層断地砂籍地村中濱郡川田西縣形山(九) 図16(B9)
ス没埋ヲ部下ノ水樹テシ出流ヲ砂ツ尺十二フルス落陷ノ地



図ノ落陷裂亀大上頂ノ丘砂籍地村森黒郡川田西縣形山(十) 図17(B10)
ブ及ニ尺十三トコルス落陷又町一トコルス亀裂



図ノ裂亀大丘砂籍地村森黒郡川田西縣形山(一十) 図18(B11)
程 間 百 幅



図ノ裂亀大丘砂籍地村森黒郡川田西縣形山(二十) 図19(B12)
尺十三トコルス落陷ノ地



村辺野坂郡川田縣形山(三十) 図20(B13)
図ノ倒顛傾斜ノ木樹屋家ルタリ当ニ線亀裂ノ地



図ノ裂亀地土村越砂郡海飽縣形山(五十) 図22(B15)



裂亀ノ側校学小村子野猪縣形山(四十) 図21(B14)



転廻ノ樓鐘町田酒(六十) 図23(B16)



岡ノ倒顛碑墓町田酒(七十) 図24(B17)



倒顛ノ籍燈石社神枝日河田酒縣形山(八十) 図25(B18)



損破ノ所役郡海飽町田酒(九十) 図26(B19)



破損ノ社神枝日町田酒縣形山(一十二) 図28(B21)



破損ノ口入出面側所役郡海飽町田酒(十二) 図27(B20)



破損ノ殿拝社神枝日町田酒(二十二) 図29(B22)



様ノジ損根屋院寺福浄田酒 (三十二) 図 30 (B23)



(面前) 損破ノ校学小等高田酒 (四十二) 図 31 (B24)



図ノ斜傾大屋家村越砂郡海飽縣形山 (十三) 図 37 (B30)



所判裁田酒 (一十三) 図 38 (B31)



損破ノ傷動運校学小等高田酒 (五十二) 図 32 (B25)



斜傾大ノ校学民貧田酒 (六十二) 図 33 (B26)



倒壊ノ門山宮鳥飛郡海飽縣形山 (二十三) 図 39 (B32)



図ノ倒壊社殿内境宮鳥飛郡海飽縣形山(三十三) 図 40(B33)



斜傾ノ校学小等高田酒 (七十二) 図 34 (B27)



破損ノ堂事議町田酒 (八十二) 図 35 (B28)



図ノ倒顛石墓村切押郡川田東縣形山(四十三) 図 41 (B34)



斜傾ノ宮鳥飛郡海飽縣形山 九十二 図 36 (B29)



図42-1 (酒田町除) 震災予防調査調査会写真石版(B) 該当地点図(表5, 図8(B1)~図22(B15), 図36(B29)~図41(B34)に対応)
 図42-2 (酒田町内) 震災予防調査調査会写真石版(B) 該当地点図(表5および図16(B9)~図28(B21)に対応)



さて、ここで漸く、本論の中心的話題である災害写真について論じることになった。A, B類ともに、撮影あるいは描画されている対象は同じであるが、A類の写真はサイアノタイプ(青写真法)といわれる写真で、当時の一般的な紙焼、すなわち卵白紙への焼付に比べてかなり安上がりにはできる写真製法によるものだという⁽³⁵⁾。紙のサイズは微妙に各写真で異なっており、プロの写真師による写真作製とは考えがたい。すでに述べたように、「大森房吉撮影」と注記されているものあることから、これは震災予防調査会の現地に出張した委員が直接撮影、紙焼したものと推定してよいだろう。この写真群がほとんどすべて地変と半倒壊の建物、倒壊した墓石などに限られている点からして、撮影者の狙いが何であったのかが明瞭に読み取れる。すなわち、地震の地変および建物に与えた被害の実情を正確に捉えることであった。これらが震災予防調査会の報告書では、写真紙焼ではなく、同じ情景を石版画に手描きし、印刷されているのは、当時の段階では写真印刷が量産されるための技術的安定度が低かったためである。写真よりはるかに安価に量産可能な石版画で、報告書はリアルな災害実景を掲載した。しかし、これらが「写真」と呼ばれていたことは、当時の写真と石版画の関係を考える上で重要な示唆を与えている⁽³⁶⁾。

IV メディアの多様化—増幅される災害イメージ

4.1 写真で捉える地震の惨状

庄内地震を写真に収めたのは、震災予防調査会の科学者ばかりではなかった。ここに掲載する写真は、現在酒田市本間美術館が所蔵する和島茂男氏旧蔵の写真である。これは全部で23枚、ほとんどすべてが酒田町の地震の惨状を映したものである(表6 図42~65 C類とする)。なかに4点ほど、A, B類群と同じく黒森の麦畑亀裂、日枝神社拝殿の倒壊、傾斜する飛鳥神社、傾斜する酒田尋常高等小学校などを写した写真があるが、樹影、人影などの点で微妙に異なる所が認められ、同一の原板から紙焼されたものではないと判断される。この写真の撮影者は不明であるが、地震調査で撮影された写真とは異なる視点から、酒田町内の震災の惨状と人々の動きが捉えられている。写真が貼られた



図43(C0) 震災写真の箱と布包(本間美術館蔵)

表6 C 震災写真			
no.	タイトル	台紙(内寸)cm	台紙裏の記録, その他
図43(C0)	震災写真	15*10.2(14*9)	台紙裏の記録, その他 外箱
図44(C1)	黒森麦畑亀裂之図	8*12.5(7,4*11)	
図45(C2)	船場丁焼跡之図	8*12.5(7,4*11)	台紙裏に誤って焼き付けか
図46(C3)	持地院全潰之真図	8*12.5(7,4*11)	持地院
図47(C4)	飛鳥神社傾斜之真図	8*12.5(7,4*11)	台紙裏飾
図48(C5)	縣社日枝神社崩壊之図	8*12.5(7,4*11)	台紙裏飾
図49(C6)	安祥寺全潰之真図	8*12.5(7,4*11)	
図50(C7)	林昌寺全潰之真図	8*12.5(7,4*11)	台紙裏飾
図51(C8)	高野浜噴水家屋	8*12.5(7,4*11)	台紙裏飾
図52(C9)	新井田米庫会社之焼跡	8*12.5(7,4*11)	いろは蔵
図53(C10)	妙法寺避難所	8*12.5(7,4*11)	台紙裏飾
図54(C11)	海向寺崩壊之真図	8*12.5(7,4*11)	
図55(C12)	飛鳥村家屋取片附之図	8*12.5(7,4*11)	台紙裏飾
図56(C13)	大信寺全壊之図	8*12.5(7,4*11)	台紙裏飾
図57(C14)	飛鳥神社矢大臣門崩壊之真図	8*12.5(7,4*11)	台紙裏飾
図58(C15)	下小路坂崩壊之真図並二噴水口	8*12.5(7,4*11)	台紙裏飾
図59(C16)	縣社日枝神社内仮小屋之図	8*12.5(7,4*11)	台紙裏飾
図60(C17)	裁判所大破壊之図	8*12.5(7,4*11)	酒田裁判処
図61(C18)	海向寺ヨリ焼失市街望観之真図	8*12.5(7,4*11)	台紙裏飾
図62(C19)	出町家屋之崩壊	8*12.5(7,4*11)	
図63(C20)	柳小路ヨリ焼跡之望観*	8*12.5(7,4*11)	本町四丁目より (酒田小学校)本校ハ僅カニ正面ニ層ノ講堂ト 体操場ノミ傾斜大破壊ニシテ存在セシモ各教 場ニ充ツル二棟ノ建物ハ一激震ニテ全潰 ス、微塵ニ粉碎セシハ無惨ナリ、殊ニ新築中 ナル増設ノ教場一棟最早落成ノ式ヲ挙ゲン シル場合ニ臨ミ惜ヒカナ、全潰微塵ノ不幸ニ 遇フ、茲ニ至ツテ校舍全ク焼尽ラ免カレシモ 倒壊粉碎一教室ヲ余サズ、嗚呼、普通教育ノ 一日モ忽セニ附シベカラザル、今日数千ノ就 学生徒ヲシテ学ブベキ校舍ナカラシムルニ至 ル不幸又其シ
図64(C21)	(酒田尋常高等小学校)	8*12.5(7,4*11)	
図65(C22)	浄福寺全潰之図	8*12.5(7,4*11)	
図66(C23)	(山居倉庫ニテ炊出施與之図)	8*12.5(7,4*11)	(山居倉庫内施米) 看ヨ、本図ハ罹災窮民炊 出ヲ貰フ之図ナリ、咄嗟之間ニ其家屋ヲ焼失 ス、僅カニ生命ノ危機ヲ免カレシ者ト雖、其 財産ヲ蕩尽シテ今ヤ衣ナク食ナク又家ナク昨 日マテ巨万ノ資財ヲ積シテ栄耀栄華ヲ極メタ リシ者モ今ヤ身ニ襤褸ヲ着テ手テ桶ヲ携工僅 カノ粥ヲ乞ヘルノ図ナリ、実ニ憫ムベシ

本間美術館蔵：故和島茂男氏（前商工会議所会頭）旧蔵
* 柳小路は桜小路の誤りか（光丘文庫学芸員の指摘による）
* C 番号は図67の地図上に示したおよその地点



図46(C3)



図47(C4)



図44(C1)



図45(C2)



図48(C5)



図49(C6)